

統計調査における情報提供（Ⅱ）

——事例研究：デンマーク その1——

工藤 弘安

はじめに

前稿「統計調査における情報提供（Ⅰ）——諸概念の考察とその周辺——」¹⁾では、統計調査において提供される情報の秘匿性の問題ならびにデータの情報化あるいは情報開示の2つの問題に焦点をあて、論述の基礎となる諸概念の考察をとおして、問題の所在を明らかにすることを試みた。課題と当座の所見は次のとおりである。

「統計調査は“社会の知る必要”と“プライバシーの保護”という両極のバランスを較量しながら、そのバランスを維持するために、“統計目的”と“秘匿性の保証”という2つの目標基準を設定し、それを自律原則として発展してきた。この2つの自律原則はいわば統計調査の憲章として十全に機能し、統計調査の歴史的発展を支える柱となってきたのである。しかるに今日の時代において社会の情報化が広く深く進展するに伴って、矛盾することなく機能するとみられていたこの2つの原則が相剋し、その自律作用が十分に働かない局面が展開することとなった。すなわち、統計目的を追求しようとすればするほど、秘匿性の万全な保証がえられなくなるという事実が露呈し、逆に秘匿性の保証に徹しようとすればするほど、社会認識の手段としての統計目的が形骸化するという結果を生ずるに至ったのである。

特定個人に対する言及を可能にする意味での“識別されうる”という概

念は、この相剋する2つの原則に対して、審判基準としての機能を果たしうるとは考えられない。しからば相剋する原則を容認しつつ、しかも情報化社会の要請に答える統計調査を存立させかつ伸長させていくためには、新たな概念にもとづく第3の原則の導入か、統計政策の観点からの新たな政策上の理念の確立が必要となるであろう。考察に値する第3の原則のひとつは、情報提供者に対しての“説明にもとづく同意 (informed consent)”の原則であり、政策上の理念のひとつは“統計目的のために保護される領域 (statistical enclave)”である。」²⁾

さて本稿は、主題に対する視点を逆転し、「統計調査による情報提供」のアンチテーゼとしての「統計調査によらない情報提供」についての考察を試みる過程での研究ノートである。すなわち統計調査という独自の情報収集活動を伴わずに、統計調査からえられると同等の範囲と体系をもち、同程度の信頼性をもった統計データを獲得するプロセスが考えられるとするならば、それは如何なるプロセスとして実現されうるのであろうか？その実現を可能ならしめる統計制度の形態、すなわち統計組織及び法制の仕組みは如何なるものとなるのであろうか？そしてまた統計調査における情報提供の場合には避けることのできなかつた統計目的の追求と秘匿性の保証の2つの原則の相剋は、統計調査によらない情報提供の場においてもなおかつ顕在するのであろうか？

主題をみる角度を180度転換することによって、これらの問題が明らかとなり、主題の奥深く内在し正面からは見通すことのできなかつた論点が浮かび上がってくるかも知れないのである。幸いにして「統計調査によらない情報提供」のプロセスを実現している国が、資本主義諸国の中でただ1カ国ある。それはデンマーク王国である。本稿はしたがって、デンマークにおける実際の記述から論を進めることとしたい³⁾。

1) 『成城大学「経済研究」』第92号, 1986/3所収。

2) 前掲拙稿よりの抜粋。なお最終行の (statistical enclave) は、原文では

(enclave) となっているが本稿で訂正した。

- 3) 本稿は、第57回日本統計学会(1989/7/25~27, 長崎大学)における筆者の研究発表「レジスターベースの統計制度」に関連する研究ノートである。統計学会における研究発表の草稿に加筆した論文は別途、法政大学日本統計研究所『研究所報』No.16, 1989/12に掲載した。したがって学会発表および『研究所報』の掲載論文の中のデンマークの記述に関する部分は、本稿の内容と一部重複のあることをお断わりする。

[本研究は、平成元年度成城大学特別研究助成「現代社会システムの諸問題に関する計量的・数理科学的研究」(共同研究)の一部である。なお、デンマークにおける現地調査については、教員短期海外研修の助成を受けた。]

1. デンマークの統計組織

1 国が必要とする社会経済統計の作成と提供のために設定される行政上の制度が、統計制度である。要求される社会経済統計は、広汎かつ精緻にしかも経常的に作成、提供されなければならない。優れた統計が提供されている国では、その背後にある統計制度もまた優れている。デンマークの統計の考察は先ずその統計制度の吟味から始めなければならない。本稿ではデンマークの統計制度の支柱であるデンマーク統計局の組織及び権限、政府統計事業の基本法であるレジスター法についての考察を試みることにする。

デンマークの統計作成機構についてみると、それは高度に集中化されておりその中央機関としてデンマーク統計局(Danmarks Statistik)がある。この機関は1850年 King Frederik VII 世の時代に創設された Statistik Bureau に源を発し、現在の機関は1966年6月8日付の国会法(Act of Parliament)によつて創設されたものである。統計局設置法の中で、本研究に関連のある部分を下記に抜粋する。

デンマーク統計局設置法（抄訳）⁴⁾

1966年6月8日法律第196号により制定。

1971年12月17日法律第540号により改正。

Sec. 1 デンマークの統計の中央責任機関として、デンマーク統計局を設置する。この機関は、

- 1) 地方政府機関その他統計団体と可能なかぎり協同して、社会経済状態に関する統計情報を収集し、処理し、公表する。
- 2) 地方政府機関、団体、民間企業等の要求に応じて統計情報の収集、処理、公表を行う。
- 3) 公共機関、貿易、産業のための行政上の義務を遂行することを目的とし、かつ統計上の目的に利用されうる公共の中央レジスターの設置及び利用について監督しかつ援助する。
- 4) …以下略（訳者）…

Subsec. 2 デンマーク統計局は、経済・予算相の指示によって、中央政府の行政及び立法府が利用するその他の統計情報の提供を行なう。

Subsec. 3 公共機関あるいは公共団体が統計データの収集・処理を計画する際は、調整について協議をするため、その旨をデンマーク統計局に通知しなければならない。

Subsec. 4 …略（訳者）…

Sec. 2 デンマーク統計局は、国家統計家（National Statistician）を議長とし、貿易、産業、労働事情を含む社会経済状態に精通した6人の委員から構成される Board の監督下にある独立の機関である。6人の委員は経済・予算相によって、4年をこえない任期をもって任命される。Board は内規を定めるものとする。

Subsec. 2 国家統計家は、国王が任命する。経済・予算相の推薦状は Board と協議の上提出されなければならない。

Sec. 3 Board は、Sec. 1, Subsec. 1の規定に従ってデンマーク統計局の事

業計画を決定し、Sec. 1, Subsec. 3 および 4 で言及した調整問題ならびに公共統計と公共統計以外の統計との調整の問題の処理に関する規則を制定しなければならない。

Subsec. 2 Board は、Sec. 7-12 で言及した情報が収集さるべき範囲及び方法を決定する。…以下略（訳者）…

Subsec. 3 デンマーク統計局の予算の見積書は Board の承認を受けて経済・予算相に提出されなければならない。Board は更に、財政上の主要な重要問題について決定をしなければならない。この問題には、Sec. 1, Subsec. 1 (2)で言及した地方政府機関、団体、民間企業等のために実施される計画に関する費用支弁の一般原則を設定する問題も含まれる。

Subsec. 4-5 …略（訳者）…

Sec. 4 国家統計家は、デンマーク統計局の専門的及び行政的事項に関する運営の責任を有する。

Subsec. 2 デンマーク統計局の人事に関する事項は、経済・予算相に帰属する。

Subsec. 3 …略（訳者）…

Sec. 5-6 …略（訳者）…

Sec. 7 全国人口センサスの実施期日はデンマーク統計局の勧告に従って経済・予算相が決定する。かかるセンサスの過程でデンマーク統計局は、人口レジスターに関する法制下にある人口レジスターに対して要求することのできる情報を要求し、ならびに産業、社会状態、職業、教育、訓練、従業場所に関する情報を要求できる。

Sec. 8 …略（訳者）（デンマーク統計局による、業者、事業主、社会団体、協会、施設等に対する情報提供の要請と提供しなければならない情報項目の規定）…

Sec. 9 …略（訳者）（輸出入の荷主および荷受け人に対する情報提供の要請と情報項目の規定）…

Sec. 10 …略（訳者）（国際収支および外国資産・負債に関する統計の作成のための情報の当該関係者に対する情報提供の要請と情報項目の規定）…

Sec. 11 …略（訳者）（住宅および事業のために使用される土地建物の所有者および賃借人に対する情報提供の要請と情報項目の規定）…

Sec. 12 …略（訳者）（所得統計，投資および資本，低当権設定に関する統計の作成のための業者および事業主に対する情報提供の要請と情報項目の規定）…

Sec. 13-15 …略（訳者）（情報不提供，誤情報の提供に関する罰則，法の施行期日等の規定）…

以上の設置法上の規定にみる限り，デンマーク統計局は，中央統計機関として次のような特色をもつ機関であると認められる。

(1) 行政組織上の観点からみると，統計局は議長以下7人の委員から構成される Board と称する合議制の機関の監督下にある独立の機関である。Board の議長である国家統計家は国王によって任命される高位の官職であり，統計局の担当相である経済・予算相と同列な立場にある（Sec. 2, 同 Subsec. 2）。

Board は統計局の事業計画の決定，財政上の重要問題についての決定，統計局による情報収集の範囲及び方法の決定，統計の調整問題の処理に関する規則の制定，予算の見積書の承認等の権限を与えられている（Sec. 3, 同 Subsec. 2, 3）。これらのことから Board は，統計行政に関する最高の意思決定機関であるとともに独立した権限をもつ行政機関である。

なお統計局の予算および人事に関する事項は経済・予算相に帰属するが，専門的・行政的事項についての運営の責任は国家統計家に属する（Sec. 4, 同 Subsec. 2）。すなわち統計局の専門性，中立性が組織権限の上で確保されている。

(2) 統計局の所掌事務に関しては、社会経済に関する統計情報の収集、処理、公表のほか、地方政府機関、団体、民間企業等の要求に応じて、Board の定めた原則に基づき費用支弁を条件として、統計情報の収集、処理、公表を行なうこととなっている (Sec. 1, Sec. 3 の Subsec. 3)。後者は次ぎの3つの意味で制度上極めて重要な規定であると考えられる。

その1はこの規定によって統計情報の収集、処理、公表が複数の機関によって重複して行なわれることが排除されることであり、同一項目について複数の統計が公表されることによる混乱が防止されるとともに、情報提供における国民の負担が軽減されることである。

その2は後述の公共機関レジスター法の規定によって、統計局が保有する統計目的のために収集した個々の人あるいは企業に関する情報は、唯一の例外（企業・事業所の中央レジスター：REE 上のデータ）を除き、統計目的以外の利用のために他の如何なる政府機関あるいは民間人にも提供されないこととなっており、この規定とあわせて統計局が統計情報の提供に関する第一次的な専管機関であることを意味していることである。

その3は同じくレジスター法の規定によって、個人の閲覧請求権は統計目的のために収集された個人情報については認められていないが、この規定は言わばその見返りとして、自己の必要とする統計情報を有料ではあるが自由に手に入れることができることを意味している。言い換えれば統計情報の収集、処理、公表に関する政府と国民との関係は、“give and take” の関係として特徴づけられていることになる。

(3) 後述のようにデンマークの官庁統計は、そのほとんどすべてが行政目的のために設置されたレジスターをベースとした統計レジスターによって作成されているが、このためデンマーク統計局は公共機関から行政データを収集すること、統計上の目的に利用しうる公共の中央レジスターの設置及び利用について監督し援助をする権限を与えられている (Sec. 1)。すなわちそこでは統計目的からの行政記録に対する反作用が制度上認められ

ていることになる。

デンマーク統計局はまた、公共機関あるいは公共団体が作成する統計について、その計画の段階で報告を受けて協議をすることとなっており、したがって公共統計についての調整機関としての機能を持っている（Sec. 1 の Subsec. 3）。

このことから統計作成のためにあらかじめデンマーク統計局の反作用と調整を受けた行政記録は、言わば一方通行で統計局に集中しそこで処理される。すなわち統計局において統計作成のために利用される行政記録は、行政目的と統計目的とを共有して収集され処理される記録であって、その意味では前稿で吟味した行政記録、統計記録のいずれにも厳密には該当しない記録とみるべきであろう。統計調査における情報提供を主題とする立場から、ここではかかる記録をとりあえずレジスター記録と呼ぶことによって他の二つの記録と区別しておくこととする。

- 4) Act No. 196 of 8th June, 1966, on Danmarks Statistik, amended by Act No. 540 of 17th December, 1971（英文版）による（資料 No. 09）。

2. レジスターに関する法制

前述のようにデンマーク統計局は、統計作成のために公共機関から行政データを収集すること、公共の中央レジスターの設置・利用に関して監督・援助を行なう権限を与えられている。統計局が統計作成のために保持しているレジスターは統計レジスターと呼ばれ、他の公共機関が行政目的のために保有し運用している行政レジスターとは制度上区別されている。一つの統計レジスターは複数の行政レジスターを源泉として提供される情報に基づいて構築される。

これらの統計レジスターは行政レジスターとともに、その設置、維持、運用等について1978年に制定された“デンマーク公共機関レジスター法”

の適用を受ける。この法律の条項の大部分は、プライバシー権あるいは個人情報保護に相当する規定であり、したがってこの法律は同じ年に制定された“民間機関レジスター等法 (Private Registers Etc. Act, 1978)” および 1970年に制定された“行政情報に対する公衆のアクセスに関する法律 (The Public Access to Administrative Information Act)” とともに情報保護あるいは情報公開制度の根拠法とみられているが、統計作成に関する重要な条項が含まれており、統計の基本法としての性格も持っている。よってこの法律のなかの統計に関連のある条項を以下に抜粋する。

デンマーク公共機関レジスター法 (抄訳)⁹⁾

1978年6月8日法律第294号。

Part 1 法律の範囲

Sec. 1-(1) この法律は、公共行政のために運用され、個人データを含む EDP レジスターに適用される。

(2) EDP レジスターとは、電子的データ処理が利用されるレジスターもしくはその他のシステムティックな記録を意味する。

(3) この法律の目的のために、‘個人データ’とは、識別可能な個人に言及しうるデータを意味するが、かかる言及は個人番号登録番号あるいは当該個人の識別のためのその他の類似の手段を前提条件とする。

Sec. 2~3 …略 (訳者) …

Part 2 レジスターの設置

Sec. 4-(1) 中央政府機関の保有するレジスターの設置に関しては、大蔵大臣との協議を経て所管大臣の承認を受けなければならない。

(2) レジスターを実施に移すに先立って、当該レジスターの構造および運用に関し、この法律の Part 3 から Part 6 までに定める規定に即した指示が、所管大臣もしくはかかる指示をすることについて所管大臣

の委任を受けた者によって与えられなければならない。

- (3) (1)項および(2)項の規定は、異なった目的で編制されたレジスターのリンキングに対しても、同様に適用されるものとする。ただしかかるリンキングが、もっぱら統計上または科学上の目的のための摘出のために行なわれる場合はこの限りではない。

Sec. 5-(1) この法律の Sec. 4 で述べた承認または指示を行なう場合には、あらかじめデータ監査機関 (DSA) に報告をするものとする。

(2) …略 (訳者) …

Sec. 6-(1) 市議会および地方政府機関が保有するレジスターの設置に関しては、当該地方議会の会議の決定に従うものとする。

(2)~(4) …略 (訳者) …

Sec. 7-(1) 1 以上の地方区の地方政府機関が共用するために設置されるレジスターもしくはレジスターのシステムへの参加に関しては、大蔵大臣の承認を要するレジスターまたはレジスターシステムに準拠するものとし、かつ当該レジスターの構造および運用に関し、大蔵大臣もしくはは大蔵大臣の指定した他の大臣によって与えられた、この法律の Part 3 から Part 6 までに定める規定に即した指示に従わなければならないものとする。

(2) (1)項で述べた承認または指示を行なう場合には、あらかじめ DSA に報告をするものとする。

- (3) (1)項および(2)項の規定は、異なった目的で編制されたレジスターのリンキングに対しても、同様に適用されるものとする。ただしかかるリンキングが、もっぱら統計上または科学上の目的のための摘出のために行なわれる場合はこの限りではない。

(4) …略 (訳者) …

Sec. 8 …略 (訳者) …

Part 3 データの保管と安全保護…略 (訳者) …

Part 4 被登録者の自己に関するデータへのアクセスの自由

Sec. 13-(1) 被登録者からの申請にもとずき、当該レジスターの所管機関は、その者について登録されたデータを速やかに本人に通知しなければならない。

(2) レジスターに適用される指示書には、被登録者は特定の間隔で、自己に関して登録されたデータの写し（抜粋）の送付を受けること、もしくは被登録者はその送付の要求を行なう権利のあることを明示するものとする。

(3)～(4) …略（訳者）…

(5) (1)項から(3)項までの規定は、もっぱら統計上の目的のための抽出のために編制されるレジスターには適用されない。…以下略（訳者）…

(6) …略（訳者）…

Sec. 14～15 …略（訳者）…

Part 5 民間の個人、企業等に対するデータの提供

Sec. 16-(1) 識別しうる個人に言及しうる如何なるデータも、民間の個人あるいは企業に提供してはならない。ただしかかる提供が、この法律の Sec. 17 から Sec. 19 までの規定によって許可されている場合、当該データがすでに公衆にアクセス可能となっている場合、もしくは被登録者または被登録者の代理権を有している者がその提供に同意した場合は、この限りではない。

(2)～(3) …略（訳者）…

Sec. 17～20 …略（訳者）…

Part 6 公共機関に対するデータの提供

Sec. 21 -(1)～(2) …略（訳者）…

(3) 識別しうる個人に言及可能なデータは、特別に許可された場合を除き、もっぱら統計上の目的のための抽出のため、もしくは科学研究の一部として編制されるレジスターから提供してはならない。この場

合、かかるデータをもっぱら統計上もしくは科学上の目的のために編制されるレジスターに対して提供することについて、個々の特別の場合について行なわれた申請に基づき、DSA の許可のあった場合に限る。ここで言及した提供に関する DSA の決定は、審査のため他の行政機関に提出されることはない。

Part 7 データ監査機関 (Data Surveillance Authority)

Sec. 22-(1) データ監査機関 (この法律では “DSA” と称する) は、審議会および事務局から構成され、この法律の適用を受けるすべてのレジスターに対して監査を行なう。DSA はまた民間レジスター (等) 法の規定によって付託された機能を遂行する。

(2) …略 (訳者) …

Sec. 23 審議会は、法務大臣によつて設置され、判事の任命に必要な資格を有する議長と 6 人の委員から構成される。委員およびその代理は、4 年を 1 期として任命される。

Sec. 24~28 …略 (訳者) …

Part 8 違反および罰則条項…略 (訳者) …

Part 9 施行および経過規定…略 (訳者) …

このレジスター法の基本的な特色について、統計上の見地から私見を述べれば次ぎのとおりである。

(1) この法律は個人データを含むレジスターで、電子計算機によって処理されるものに適用され、当該レジスターの設置目的が行政上のものであろうと統計上のものであろうと一律に適用される。ここで個人データとは、個人番号登録番号その他の類似の手段によって、識別可能な個人に言及が可能なデータを意味する (Sec. 1)。したがって識別のための手段が用意されていないか、あるいは識別が不可能な形態に処理された個人データのレジスターは、この法律の適用範囲には入らない。

一般に統計作成過程で利用される個人データは、個人の識別のための手段を必要としないし、また最終生産物としての統計表は、個人識別可能な情報は含まないように処理される。このことは、統計作成過程が主として統計調査によっている場合には、その作成過程を通常の行政過程から完全に分離独立させることによって比較的容易に達成できるであろう。しかしデンマークのように本来行政過程での利用のために構築された行政レジスターから、識別可能な一部のデータを抽出して統計作成過程に乗せる場合には、目的を異にするこの2つの過程を制度上どのように分離するか、困難な課題がある。デンマークはこれを“識別可能か否か”という観点から処理しているが、この点については前稿で述べたように制度上の基準としてはなお疑問の余地がある。

(2) 異なった目的で編制されたレジスターのリンキングについては、それが統計上の目的のためのデータの抽出のためである場合には、当該レジスターの所管大臣の承認およびその指示を必要とせず、またデータ監査機関への報告も必要としない。このことはまた1以上の地方区の地方政府機関が共用するレジスターのリンキングに対しても同様である。したがってデンマーク統計局は、統計作成のためのデータリンケージに関して法制上大幅な自由を与えられていることになる (Sec. 4 の(3), Sec. 7 の(3))。

行政過程あるいは統計作成過程を問わず異なる源泉から得られたデータを相互にリンクして統計を作成することは、人的物的資源の制約の下で統計作成に伴う国民の負担の軽減を図りながら統計を開発していく手法として、諸国の関心の的となっている。電子計算機によるデータ処理の普及と処理技術の向上によって、この手法の導入に伴う技術上の困難はすでに克服されている。問題はむしろ制度上の難点にあり、異なる歴史的・社会的背景をもつ各種の行政制度と統計制度との調整、特に行政組織および法制の調整が困難であるという点にある。この点ではデンマークは、統計作成機関をデンマーク統計局に集中し、かつ統計作成過程をレジスター法の傘

下に置くことによって相当の成果を収めたとみることができよう。

(3) レジスターの被登録者が自己のデータにアクセスしうる権利は、もっぱら統計上の目的のために編制されるレジスターには適用されない (Sec. 13 の(5))。したがってデンマーク統計局の所管する統計レジスターについては、個人のアクセス権あるいは閲覧請求権に対応するためのシステムを用意しておく必要がなく、このためアクセス権を利用した個人データの漏洩、不正使用等はありません⁶⁾。

“自己に関する情報の流れをコントロールする個人の権利”としてのプライバシー権あるいは自己情報コントロール権の保護を目的とした、いわゆる個人情報保護制度は、1973年に制定されたスウェーデンのデータ法、アメリカの1974年プライバシー法を始めとして西側先進諸国の間に急速に整備されたが、これらの法制度において、統計作成目的のために収集された個人情報に対する自己情報の閲覧請求権の扱い方については、各国必ずしも様ではない。一般的には統計作成目的のための個人情報については、閲覧請求権を認めないのが原則となっているが、スウェーデンのような例外もある⁷⁾。

デンマークの例は、もともと閲覧請求権の対象となっている個人データのレジスターについて、当該データが統計レジスターのデータとなっている場合には、閲覧請求権を認めないという統計の独自性を極度に尊重した極めて独特な制度であると言えよう。

(4) 統計上の目的のために編制されたレジスターにデータ監査機関の許可をえて提供された個人データを、当該統計レジスターから他の公的機関に提供することは禁じられている (Sec. 21 の(3))。すなわち行政レジスターから統計レジスターへデータ監査機関の許可をえて提供された個人データについては、一方通行で逆の流通は認められていない。このことは、統計レジスターにおける個人データについては、あくまで統計上の目的にのみ利用され、一般行政上の利用は排除されていることを国民に対して誓約す

ることであり、政府統計活動に対する国民の信頼を確保する上で極めて重要な規定であると考えられる。

- 5) Public Authorities' Registers Act, 1978 (Danish Ministry of Justice 翻訳の英文版)による(資料 No. 08)。
- 6), 7) 統計作成のために収集された個人情報に対してアクセス権を認めたことによる政府統計活動の混乱については、スウェーデンの苦い経験がある。詳細は拙稿「レジスターベースの統計制度」前掲3)参照。

おわりに

本稿では「統計調査によらない情報提供」を実践している特異な例としてデンマークに注目し、その統計作成機構を特徴づけているデンマーク統計局の組織権限と、政府統計事業の根拠法としての公共機関レジスター法についての検討をとおして、デンマークの現在の統計が、統計調査によらないにもかかわらず、統計調査によって歴史的に培われてきた、統計事業に関する政府と国民との信頼関係を損なわないように作成されるよう、細心の制度上の骨組みが用意されていることについて所見を述べた。

前稿において、「統計調査における情報提供」に対する時代の要請が、とすれば統計調査の存立の要件である秘匿性の保証と相反する方向に向かう危険のあることを指摘したが、「統計調査における情報提供」の本源的な要件が、「統計調査によらない情報提供」において見事に実現されている事例を、デンマークにおいてみることができるのである。次稿「事例研究：デンマーク その2」では、レジスターからの情報提供の実際について更に検討を加えてみたい。

参考文献・資料リスト (※印は現地調査の際入手したもの)

List of References on Danish Statistical System

Papers.

- ※ 01 Lars Thygesen (1978): Personal Identification Numbers and Population Statistics in Denmark. Danmarks Statistik.
- 02 Lars Thygesen (1983): Methodological Problems connected with a Socio-Demographic Statistical System based on Administrative Records. Invited Paper, 44th Session of the International Statistical Institute, Madrid.
- 03 Poul Jensen & Lars Thygesen (1985): Linkage of Records on Objects of Different Kinds. Methodological Problems and Practical Experience. Invited Paper, 45th Session of the International Statistical Institute, Amsterdam.
- ※ 04 Lars Thygesen (1986): Data Protection in a National Register-based Statistical System, Seminar European Communities, Eurostat. Special Ed. Protection of Privacy.
- 05 Sten Johansson (1987): Statistics based on Administrative Records as a Substitute or a Valid Alternative to a Population Census. Invited Paper, 46th Session of the International Statistical Institute, Tokyo.
- 06 L. Lyberg & E. Rapaport (1987): The Advance of Statistical Theory and their Uses in Official Statistics. Invited Paper, 46th Session of the International Statistical Institute, Tokyo.
- 07 Aage la Cour (1987): Changed Conditions for the Production of Economic Statistics. Contributed Paper, 46th Session of the International Statistical Institute, Tokyo.

Mimeo.

- ※ 08 The Danish Public Authorities' Registers Act, 1978 (Act No. 294, 8th June 1978).
- ※ 09 Act No. 196 of 8th June, 1966, on Danmarks Statistik, as amended by Act No. 540 of 17th December, 1971.
- ※ 10 Introduction to Danmarks Statistik's register provisions.

Pamphlets.

- ※ 11 Lovmodel, Overview of the Danish law model system, 1987.
- ※ 12 A short introduction to the Civil Registration System in Denmark, 1959.
- ※ 13 Civil Registration System, Gain from our experience, 1959.